

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 16 日 (月) 19:15~19:40
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科教授  
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

### <提案者>

- 前田 博貴 石川県商工労働部産業政策課長  
中田 哲也 石川県企画振興部地域振興課長  
成田 満 石川県商工労働部産業政策課専門員  
谷内 梓 石川県商工労働部産業政策課主任主事  
高川 和也 石川県商工労働部産業政策課主任主事

### <事務局>

- 川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長  
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官  
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 いしかわモノづくり高度技術集積特区
- 3 閉会

---

○藤原参事官 それでは、石川県のプレゼンテーションでございます。「いしかわモノづくり高度技術集積特区」ということで、議事内容、提案資料は全て公開ということでさせていただきます。

大変手短かにプレゼンテーションをいただいてよろしいでしょうか。質疑応答のほうも簡潔にということをお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○前田課長 それでは、プレゼンテーションを始めさせていただきます。

私ども、「いしかわモノづくり高度技術集積特区」という形で御提案させていただければと思っております。

まず、私どもの県でございますが、歴史的背景から繊維産業、それから、機械産業、こういったものが非常に集積している県でございます。そういった特徴を生かしまして、今、進めているものが一つ目のポイントでございますけれども、左上に炭素繊維複合材料という言葉がございます。いわゆる炭素繊維の材料でございますけれども、将来を担うような次代の素材として期待されているものでございます。

この開発拠点に今年度の補正予算で選ばれたということございまして、少し紙をおめくりください。私ども、この炭素繊維で始めにクラスターという集合体を作りまして、そこから130億円のファンドを県で創設しまして、国の支援も頂きながら、今では人材の集積、右側でございますけれども、東京大学などから一線級の先生方がここにお集まりいただくというような形になってきておりまして、最近ですと、20億円で大型の拠点が出来るということになってございます。東レ、小松、大和ハウスと、非常に大きな企業とともにこれから狙っていますのはこの左上に絵がいくつかございます。今ですと、飛行機、炭素繊維のものが飛んでいますけれども、これから自動車、輸送機器、それから、建築材料というところまでこれを進めていきたいと考えております。炭素繊維でございますけれども、非常に軽くて丈夫、そして、さびないという素晴らしい特性がございますので、これを進めていきたいということでございます。

その上で、恐縮ですけれども、前のページにお戻りください。起こしたいブレークスルーというのが実はございまして、左下でございます。私ども、先駆的にこの取組をどんどん進めていきたいということで今、進めているわけですが、実はここに筋交いという建築材料がございます。ここに、実は同等の能力の炭素繊維の筋交いというものが既に出来てきている。こういうところまで今、研究のほうが進んできているところございまして、これを実際の建築物に先駆的にどんどん適用していきたいというところ、私どもの法解釈ですと、この建築基準法でどうもこの筋交いを使うということに対して完全にホワイトというようなことが言えないのではないかと思っております。

また、明確に規制上、丸となるに当たりましては、非常に手続、それから、審査というものが長期にわたるといふふうに伺っておりまして、非常にチャレンジングな取組なものですから、私どもとしてはなるべく早く投資開始をしたい。そういうムーブメントをこの石川県で起こしていきたいというのが、一つ目の提案事項でございます。

これをよろしければお回しいたします。全然軽さが違いますので。

二つ目の提案でございます。本件の特徴として、ここは産業競争力会議の委員もされている小松の坂根さんがいらっしゃる、いわゆる小松製作所の発祥の地でございます。小松

製作所もここにマザー工場を構えておりまして、協力企業も 400 から 500 いるということです。そういう中、非常に機械メーカーや工作機械メーカー、あるいはそのニッチトップ企業、今、国でも注目されていますけれども、こういった企業は非常に多いという特性がございます。こういった特性を生かして、これからどんどん外需を稼いでいきたい。建設機械、あるいは工作機械におきましても、そういったことは大変期待されるわけでございます。

また、私ども、その技術力の高さを裏付けていますのは、実はこの歴史に背景がございます。加賀藩がこの産業振興にかなり重点を置いたということで、食文化、いわゆる京都のような料亭の文化も盛んな土地でございます。一線級の和の料理人の方もいらっしゃるということで、そういった方の力も使って外から外需をどんどん稼いでいきたいという地合いでございます。

そうした中、規制上、いくつか私どもとして気になる点がございます。一番下の 2、3、4、5 でございます。

まず、一つ目でございますが、私どもとして外貨を稼ぐというときにおいて、外国為替及び外国貿易法のところで、やはり日本では輸出できないものがアメリカ、あるいはドイツでは輸出できるというような事態もございます。それから、書類書類も非常に多いということでございまして、これはやはりイコールなフットィングになっていないということで、これにつきましても、私どもとしては是非緩和をしていただきたい。

3 でございますが、これは技能実習生でございます。現在のところ、3 年まで滞在期間が認められているわけですが、私どもの県におきましても、かなりの企業が東南アジア、中国方面に展開されています。そういった中で、幹部の人材を育てていくに当たりまして、やはり 3 年では非常に短いというお声も多く出ていらっしゃるところでございまして、この期間を長くしていただきたいというのが主張でございます。

それから、先ほど申し上げました料理人の世界も実は同じでございまして、やはり文化活動ということであると、滞在期間が非常に短い。日本では、非常に世界でもアワードを取られるようなシェフが私どもの石川県にいらっしゃるわけですが、こういった方に学びたくても学べない。そういう方が本来学んでいけば、和食も広がっていくわけですが、ここが一つネックになってございますので、ここも滞在期間、今、京都の特区内で適用されていますけれども、私どもとしてもこれを適用していただきたいというのが 3 番目でございます。

4 番目でございますが、私どもニッチトップ企業が多いという特徴がある中で、小松を支えているような非常に重要なニッチトップ企業というのもございます。なかなか人では真似できないような鋳物の世界でございますけれども、そういった鋳物の世界ですと、非常に電気の使用量が多いということがどうしてもございます。いわゆる再生可能エネルギーの買取りの賦課金の負担がどうしても重くなっているという事態が生じておりまして、この減免要件を緩和していただきたいというのが四つ目でございます。

五つ目でございますが、私どもはかなり外需に県全体の経済動向が左右される部分が非

常に大きい県でございまして、今ですと、やはりこの円安の中で非常に外需の需要も多くなっております。そういう中で、やはり仕事の手が足りなくなってきましたと、今ですと、OBの方にお手伝いをいただくことも現実の問題としてされているわけですが、それでも本当に足りない場合は、こういった日雇いの方でもいらしていただければ、私どもとしても企業としても仕事を確実にこなし、かつ労働の機会を皆さんに与えることができるのではないかとということで、五つ目が登録型派遣制度の規制緩和ということでございます。

最後に申し上げます。実はこれは最近の流れでございまして、小松製作所もそうですが、本社機能を地方に移すということをしていらっしゃいます。それから、東レにしてもそうですけれども、海外との競争の中で、今回の補正予算の援助をもとに国内に高度な技術を残したという事例がございます。

こういうことから考えますと、やはりそういった大手企業が最近リスク分散の流れの中で、この日本海側にも注目が集まってきているというのが実情でございまして、高度な技術を国外に逃してしまつては、技術立国たる我が国が今後発展していくためには非常にマイナスかと思っておりますので、是非日本海側にも焦点を当てていただいて、こういう企業の投資の動きを後押ししたいという意味もございまして、それから、炭素繊維の動きを後押ししたいという意味もございまして、そういったものを含めまして、この税制の特例措置として企業の研究開発機関やマザー工場等の地方移転に伴う法人税減免という形で、これはいわゆる国際戦略特区で今、行われています総合特区法の税制を参考にしてございまして、投資税額控除、あるいは特別償却、こういったものを適用していただければ、新しい素材である炭素繊維はこれからどんどん投資行動が行われてくるかと思っております。

そういった投資行動をどんどん加速することで、これが大きな産地となれば、国益にも十分に資すると考えてございまして、私どもとしては、この提案によりまして、企業の日本海側への立地の件数、それから生産高を上げることで、我が国の経済成長、イノベーションというところにインパクトを与えていきたいということでございます。

まとめた形が一番上に書いてございまして、この規制上の障害を取り除くことで、他に先駆けて新素材の有効性を実証して投資を呼び込んで、研究開発拠点や生産拠点の集積を図り、規制の国際整合で円滑な外需の獲得を図る。こういったものを目指していきたいということでございます。

ちょっと駆け足でございまして、以上でございます。

○坂村委員 規制がかかっているとおっしゃっている中の、建築構造材にこの炭素繊維を使うといったことに対して、具体的に何かダメとか、そういうふうになっているのですか。

○前田課長 私どもがこの提案をさせていただくに当たって国のほうにも確認をさせていただいたのですが、具体的に今これを明確に使用できるという回答はお答えいただいております。いわゆるダメというお答えだと思っております。

○坂村委員 それはどうしてですか。

○前田課長 それは法律上、筋交いは施行令を見ていきますと、例えば、木造建築ですと

ある種の大きさの木材、あるいはある種の大きさの鉄筋を使うことという条文が施行令に条文がございまして、ここにいわゆる限定列挙の形式になっているものですから。

○工藤委員 そこは材料認定を国土技術政策総合研究所なり何なりで受ければいいのです。それに時間がかかるわけですか。

○前田課長 国土技術政策総合研究所のほうにお話を持っていったのですけれども、非常に長く時間がかかるお話というふうに聞いています。

○坂村委員 国土技術政策総合研究所がそう言っているのですか。

○工藤委員 並んでいるから、色々あるのですけれども。

○八田座長 それは国土技術政策総合研究所自身の大問題ですね。というのは、仮に順番を飛ばしてもらえば、他のものが困ってしまうわけだから。元来は、国土技術政策総合研究所にお金をかけて急がせることが必要です。

○川本事務局長 ここは民間が管理しているのです。国土技術政策総合研究所は最終確認だけにして、民間が評価機関といくつかの。

○坂村委員 よく調べてから言わないと、ちょっと何が問題か分からないですね。

○八田座長 民間の評価機関が足りないのですか。

○川本事務局長 評価機関に出てきたものは皆、認定しているのですけれども、数がものすごく建築資材のほうは多くなっていて、足りなくて遅れていると思います。

○工藤委員 だから、制能評価できているから。

○坂村委員 だけど、ある程度の安全基準から言って、評価を飛ばせとか、そういうのはどう考えてもちょっと無理ですよ。

○前田課長 もちろんそうです。当然安全規制ですから、それはしかるべき検査を受けるべきものだと思います。

○八田座長 順番を早くしてくれということですね。

○前田課長 おっしゃるとおりです。そうであれば、私どもは国の投資を頂いて先駆的に取組を進めているものですから、是非順番を早くしてやりたいという事情はございます。

○坂村委員 でも、出すことは出しているのですか。

○前田課長 そこも出す手続のところ、今スタート地点と言いますか。

○坂村委員 まだ、出していない。

○前田課長 その手続のプロセスを確認中という時点でございます。

○工藤委員 問題があるのは事実で、時間がかかりすぎているのは事実だから。

○八田座長 特急料金制度を作ればいいのですね。これは特区の話ではないけれども、本当にここみたいに非常に重要なものについては、お金を余計払ってもいいからさっさとやってくれという制度が必要でしょうね。

○前田課長 いわゆる特許法のような早期審査制度みたいなのところがありますと、私どもとしては非常にありがたいかと思えます。

○坂村委員 この建築で急いでいるというのは、そういうことをやったら使う人がいるか

ら、そういうことで推進させたいということですか。

○前田課長 おっしゃるとおりです。そうすれば価格のほうも下がってきますし、企業としては今、量産体制というところを整えていますから、できるだけ急ぎたいと思っています。

○八田座長 それから、輸出できないというのは武器輸出規制とかですか。

○前田課長 おっしゃるとおりでして、いわゆる安保規制でございますけれども、具体例で言いますと、五軸で今、加工するような工作マシンみたいなものがございます。これが日本は輸出できないのですが、安保なのでどうかと思うのですけれども、米・独については他国への輸出ができる。こういう物品があるというふう聞いております。

○八田座長 そうすると、これも非常に重要な問題ですけれども、特区というよりは日本全体のこの問題に関する規制緩和が必要だという面はありますね。

○坂村委員 その辺の話になると、特区だけではちょっとできないですね。

○前田課長 そうですね。ただ、私どもとしてはやはりこの工作機械メーカーというところが非常に際立った産業でございますので、あくまでも私どもの目からということですが、

○八田座長 それから、再生エネルギーの賦課金減免というのはどういうことですか。再生エネルギーの賦課金というのは、フィットのことですか。

○前田課長 そうです。フィットのことです。賦課金をある要件を満たせば免除してあげるという法律の建付けになってございまして、売上げ当たりのエネルギー使用量が平均値の8倍を超えればいい。要は、売上げの割に電気をいっぱい食っている人は免除してあげるよというような法の建付けになってございまして、これでいきますと、タッチの差でそれを取れない方もいると。

○八田座長 今のところでは取れない。鉄鋼みたいなものだったら取れるけれどもということですね。

○前田課長 おっしゃるとおりでございます。いわゆる鋳物のまさに日本のものづくりの根幹だと思っておりますが、そういったニッチトップの方が少しそこは苦しんでいらっしゃる。

○八田座長 それから、登録型派遣制度は30日以内は禁止されているということですか。

○前田課長 はい。私どもの解釈ですと、30日以内は派遣ができないのではないかと考えてございまして、これが本当に急に、特に中国とかはそうですけれども、口座が開くとわっとラインが増えるのですけれども、そのときに、今のところやはりこの派遣規制があるものですから、OBの方を御活用してというふうにはしているのですが、ただ、ものづくりもやはり共通技術がございますので、ここが御高齢の方にしてもお手伝いいただけるとありがたいですし、また仕事の機会も提供できるのではないかと。

それから、ちょっと恐縮でございますが、本県的なところということで、一つ少し飛びましたが、3のところ、和食の世界というのは実は結構本県でも特徴のあるところがございます。世界でも和食のトップシェフというふう選ばれている方が実は金沢にもおり

まして、非常に料亭も多くて昔ながらのものが残っている。

そうしますと、海外の料理人ともそういう方々は非常にお話する機会が多くて、是非あいつのもとで学んでみたいというのはあるのですけれども、今の状態ではそれがなかなかできないというのは、日本食の本当の普及という意味では損をしていると思いますので、これは今、京都では適用されているのですけれども、これを是非。

○坂村委員 分かりましたけれども、それは料亭の職人の話で、他のは炭素繊維の話で、一緒になっていますね。

○前田課長 総じてものづくりということで括らせていただいたので、そういう意味では。

○坂村委員 ものづくりで括って、炭素から料亭というか和食までということだったのでですね。

○前田課長 すみません。色々入れ子になっていたものですから、ものづくりということで大きく三つです。炭素繊維と、機械と、それから食です。それで、前者二つと言いますか、炭素繊維と機械についてはやはり大手のムーブメントもあると。

○坂村委員 それが全部まとめて書いてあるから、今みたいな話になっていたわけですね。

○前田課長 そうですね。正直申し上げますと、そういう状態でございます。ただ、引くくめて高度技術ということですよ。

○八田座長 どうも本当に今日はありがとうございました。